

令和6年度住民税非課税世帯等臨時給付金(非課税世帯等分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

匠瑳市長 あて

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税(非)課税証明書を添付してください(該当者全員)。※住民税(非)課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税所得割課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告

3. 受取方法(原則、口座振込で、1. の申請・請求者の口座とします。)

ただし、金融機関に口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみ、現金受取を選択できます。
下記の受取方法(AまたはB)のチェック欄(□)に✓を入れて必要事項を記載してください。

□A 口座振込【受取口座記入欄】

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。※長期間入出金のない口座は記入しないでください。

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(フリガナのみ) ※原則、「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は (※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口 座 名 義(フリガナのみ) ※原則、「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

□B 現金受取

※金融機関に口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが選択できます。お受け取りは、決定通知書が届いた以降になります。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

令和6年度住民税非課税世帯等臨時給付金（非課税世帯等分）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（非課税世帯等分）の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割が非課税である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
ウ 世帯の中に、**匠瑳市住民税非課税世帯等臨時給付金（追加給付）支給規則（令和5年匠瑳市規則第69号）又は匠瑳市住民税均等割のみ課税世帯等臨時給付金支給規則（令和6年匠瑳市規則第5号）の規定に基づく給付金（他の市区町村における同様の給付金を含む。）**の支給を受けた者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に給付金（他の市区町村における同様の**給付金**を含む。）の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備等の事由により**口座振込又は現金支給ができず、かつ、令和6年12月27日までに給付金の支給**ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ **令和6年度住民税非課税世帯等臨時給付金（非課税世帯等分）申請書（請求書）**
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人（世帯主）確認書類の写し（コピー）』
※ 申請・請求者（世帯主）の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し**をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ **通帳やキャッシュカードの写し**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- ☐ （「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税（非）課税証明書』の写し（コピー）

※チェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名